

非営利・協同の力で法制化を

——研究集会のフロア一発言から——

協同総合研究所は、6月25日、総会に引き続い
て研究集会「労働者協同組合法制を考える」を開
催した。

研究集会が当初予定した論点は以下であった。

(1)なぜ労協法が必要になっているのか、(2)
社会にとってそれはどういう意義があるのか、
(3)その基本的な理念や原則は何か、(4)既
存の協同組合法や、いま検討されているボランテ
ィア立法(NPO法)との関連はどうか。

集会では、予定した論点に沿ってパネラーから
の報告があった。その後、会場からの活発な発言
がなされたが、法制化の意義や必要性、法制の内
容といった論点とともに、法制化を求める運動論
についても議論が集中した。

以下にパネラー報告と主な会場発言の要旨を掲
載する。法制化問題は、政治日程の上からもその
実現がますます現実の問題となりつつあり、一層
の運動の強化が緊急に求められている。研究集会
の成果を今後の研究と運動に役立てていただきくこ
とを、切にお願いしたい。

なお、集会の参加者は69名であった。集会の概
要は以下のとおり。

●コーディネイター

杉本時哉(労働金庫連合会)／菅野正純(協同
総研)

●パネラー

富沢賢治(一橋大学経済研究所)

兼子厚之(生協総合研究所)

石見尚(日本ルネッサンス研究所)

●発言(発言順)

勝部欣一(日本生協連)／堀越芳昭(山梨学院
大学)／角瀬保雄(法政大学)／高橋良彰(山形
大学法学部)／松原明(シーズ「市民活動を支
える制度をつくる会」事務局長)／後房雄(名古屋

大学法学部)／瀧田隆夫(元宮崎産業経営大学)
／千田ゆう子(センター事業団東葛事業所)／太
田知量(建設一般全日自労)／手島繁一(法政大
学)／永戸祐三(日本労協連)

勝部欣一(日本生協連参与、協同総研副理事長)

労働者協同組合法の法制化問題は長年の懸案事
項であったが、協同組合陣営はもちろんのこと、
役所の関係でも相当強い関心と興味をもってきて
いるという状況の変化がある。

大事なことは、共生の時代と思想というものを
法制化するんだという考え方を持つ必要があるの
ではないかと思う。従来は階級闘争という考え方
のなかで、消費者の抵抗組織といった形で生協の
位置付けもしていたが、むしろ人類の危機という
問題状況の中で、平和と共生によって様々な諸矛盾
を克服していくという考え方で、各政党とも話
しをしていく必要がある。

もう一つは、運動の中で法制化を勝ち取らなければ
ならないということだ。戦後の生協法制定でも、日本協同組合同盟が請願運動で占領軍を動かして
いったことが決定的であった。できた法律の内
容でも、員外利用および生活協同組合の預貯金
や金融事業などの禁止が定められ「足萎え法」だ
と言われた法律だったけれどもとにかくそういう
請願のもとでやっと実現した。法成立以降も、「小
売り商をいじめる生協」というような形で規制問
題が熾烈になってきたが、それに対しても生協法
改善要求の請願運動で対抗してきた。こうした請
願運動をする中で、生協は組合員のものだという
自覚が高まり、消費者組合員の力が「足萎え法」
といわれた生協法を解釈と運用の面で補完し、実
態的にも金融や税の関係もまあいいところへきた
ということが言えると思う。

労働者協同組合法の運動をすすめる場合でも現在、運動を実際やっている組合員の行動、あるいはこれからはいってきたいと思っている潜在的な人々など多様な人々との連携を強める方向で、日本生協連、農協はじめ各方面の本当の協賛、協力を得てほしい。

NPOの問題も諸外国では高く位置付けられており、アメリカではNPO団体である退職者連盟などは、膨大な財政を持って最大の圧力団体になっている。高齢者協同組合への参考になる例だ。

角瀬保雄（法政大学教授、協同総研副理事長）

第一点は、非営利と協同の区別と関連について。非営利という概念が日本に入ってきたのは、アメリカとヨーロッパからの二つのルートがあり、それぞれかなり違った形で考えられている。アメリカの場合の非営利団体は、主にその財政が寄付あるいは政府などの補助金で大半がまかなわれている。それに対して自立性を持った企業体としての協同組合は、みずから事業活動を通じて財政をまかなっていくというのが基本になっている。共通点とともに異質の面も押さえておかなければならぬ。

第二点は、市場の中で活動している協同組合ということをどのように押さえしていく必要があるのかということ。協同組合全体は非営利であるとともに、市場の中で活動している。とりわけ外部の市場を対象にして活動している労働者協同組合はほかの協同組合よりも市場性というものが強い。その点ではイタリアの協同組合運動が強調するように、市場原理をその活動の前提あるいはルールとして、捕らえていかなければならぬ、と思われる。

第三点は、法制化にあたっての戦略に関わる問題で、不分割資本の形成の問題だ。不分割資本を形成していくことが重要であるということと、それをどのようにして形成するかということは別の問題である。労協連の中は不分割資本に対しては非課税にすべきだ、という考え方方が有力だが、これはどうなのか。ほかの協同組合でも不分割資本

が形成されており、これには軽減課税がおこなわれている。そういう中で労協だけが公共性が強いということを理由に不分割資本の形成に対して非課税を要求すると、法制化にあたっての大きな障害となるのではないか。法制化をすすめていくためには協同組合陣営の一丸としたバックアップ体制というものをつくる必要があるわけで、労協連だけの独自性をあまり強調することは戦略として疑問だ。

第四点はこれからビジョンの問題。日本の労働者協同組合は、無借金経営ということが原則として強調してきた。しかしそれは労働者協同組合の一般原則とはなり得ないのではないか。ほかの協同組合も現実に借入金というものを利用しているし、そしてまた協同組織金融というものをこれから発展させていくという見地にたてば、協同組合陣営内の資金をどう活用していくかという視点をもたなければならない。政府の制度金融などもふくめて借入金を十分利用していくといった大きな将来に対するビジョンというのは持つ必要があろう。

それと関連して、スペインで制度化されている労働者株式会社の例のように、労働者が主要な決定権、管理権を保持できる株式会社というのも労働者協同組合への一つの過渡的な形態として考えておく必要があろう。

高橋良彰（山形大学法学部講師）

非営利の議論がでてきているのは、阪神大震災でのボランティア活動が大きいインパクトを持った。それは労働者協同組合という立場からだけの問題だけではなく、団体が儲けではなく活動しようとする時にそもそも問題が生じるような法制が日本の現在の法制なんだというところにきづかされたからだ。

その点では法制化の動きというのは実際の活動にかかっている。法があろうがなかろうが、活動自体はかなりのところまでやれるし、またやっていく中でしか法制化というのは生まれてこないだろう。よく法律の世界では、法に固有の歴史がな

いといわれている。法それ自体に動いていく固有の歴史というものがあるのではなくて、社会が動く中で法というのは動いてくる。法などはあろうがなかろうが、もしくはあった方がいいだろうけれど、なくとも力を持てるというところがなければ、かえって変な法制化になってしまふ。法制化というのは、政治の問題にして実際の活動の問題だ。

民法の中では契約の中に組合という部分と法人あるいは団体という部分がある。両者の関係は、組合は契約で団体は法人になり得る、つまり人の集まりというものだと、説明される。ところが組合というものの契約は、かなり広い概念だ。日本の民法は、ドイツの民法と同様、協同で事がらをやることを、契約の意志で集まって決めるのが組合だという規定の仕方になっている。つまり団体の動かし方も含めた一般的な規範だということに本来はなっている。

ところがフランス法とか日本の旧民法（ボアソナード民法）は、協同で一緒になってやることにプラスして、利益を分配するということも要件の中にはいっている。ヨーロッパ法の中でドイツ的なものとフランス的な組合の契約の部分の規定というのは、実は違うところがある。富沢先生が報告されていたが、いわゆる分配の意味を中に含む、そういう意味ではいわゆる営利性と結びつく概念になるだろうと思う。

もうひとつ、いわゆる公益と私益という概念が法人との関係でも出てくる。公益法人、私益法人、これは民法に使われていて、営利、非営利というのは商法の関係で使われている。この両者の概念がぴったり一致しない。それが最大の問題で、私的な利益を追及しているけれども、営利ではないという団体について法人格が手に入れられないという日本法の問題になる。そこをなんとか救おうと、中間法人という概念がでてくる。中間法人はあいまいだという言い方もあるが、そういう法人も保証していきたいということで、中間法人というのが出てきたという気もする。

しかしあいまいだという問題はのこる。さきほ

ど税制の問題がでたが、自分たちの利益ではなくてなんらかの社会的な公益、国家の利益という意味ではなくピュピュリック（大衆）の利益にかかるのだから、非課税にせよという要求は根拠がある。非営利組織でありながら私的利益を追及するという組織自体があっても悪くはない。ただその場合は私益を追及している限りでは、その部分に税がかからざるをえないが、公益にかかるわっている限りは非課税という議論を出せるかどうか。労働者協同組合とか労働組合法が対象とする協同組合がどこまでコミットできるか。というところが、おそらく一つのポイントになろうかと思う。

もう一つ、民事と商事という概念がある。民事は使用価値を交換価値に変えるというところが主たる視点で、商事というのは、いわゆるお金を使用価値に変えてもうけをはかる。実際には同時に起こるわけで、私が何か買う時には、売ってくれる人は商人で金をもらう。私の方からみると、物を買うわけだから民事になる。両方とも取り引きだが、その意味あいは法的にはかなり違ってくる。ところが現実には、民事、商事の問題が、民事的なことがどんどん商事的な方へ、いわゆる取り引きの安全の方に流れたというのが日本の特徴だ。その中でいわゆる使用価値、労働者の場合は労働力商品というものの価値を基礎にした交換の問題をどう論じていくか、というところが弱いというのが日本法の特徴だろう。

松原明（シーズ「市民活動を支える制度をつくる会」事務局長）

いわゆるNPO法案の現状だが、与党三党と新進党がプロジェクトチームを発足させ、新進党案はすでに完成、与党三党案は来年には国会へ上程予定だ。一方経済企画庁は基本的には公益に関するNPO法案であるということで、中間報告を秋に出す。この動きは、阪神大震災でボランティアのめざましい活躍があったから出てきたと思われるがちだが、実はそれ以前に環境問題を中心課題としたNGO、国際協力のNGOがあり、他方社会

福祉法案の改正案などの検討がすすめられる中で、アメリカ、イギリスの法制度、税制度の研究をふまえてすでに経済企画庁も2年間研究しており、市民の方でもすでに去年、シーズの前身になっているセカンドクラブの東京ランプが法案をまとめたり、自由人権協会がNGOのための税制改革試案を出している。そういう運動が阪神大震災をもって加速されたということだ。

シーズのこの間の運動経験からいきつい結論は、法人格ということと税制度ということと分けて考えるべきであるということだ。法人格というのは、基本的に我々が団体として活動する、社会的ツールなのです。ツールだと考えれば、これはその利用者が何をしたいからどのように構成するかという問題がさきにある。税の問題に関しますと諸法人や個人の間での国家に対する税負担がいかに平等かというような問題がでてくる。

営利、非営利とわけるのはアメリカ的な考え方だが、法人格を考える時にはそういう考えはとらない方がいい。利用者がどう利用したいかということを基本に考えるならば、社会的ツールとしていろいろなタイプのものが開発可能である。営利法人というのは基本的には出資して法人格をつくり、商品を製造、販売して利潤をあげ、それを株主に分配するという仕組みだ。利用者は出資することによって経営者からリターンをもらう。

それに対して組合は、出資したままサービスを自分たちで受けよう、という法人格であると思う。シーズがあつかっている一般の公益法人は、出資した人にはなんの利益の戻りもなく、出資した団体がサービスを提供したところで実現できる価値をリターンとしようということだ。利潤もサービスのリターンもない。シーズの言葉でいえば充足主義、規則にのっとって登記すれば法人格が簡単にとれるようにすべきであると、結社の自由からいっても当然の主張だと思う。

そこでできた法人が税を公平にどう分担するのかというのは、また別の問題だ。これまで法律の専門家や内閣法制局とじかに議論してきたが、充足主義でも営利法人なみの課税を認めるなら法人

格を直ちに付与できるということになっている。人格なき社団、たとえばアムネスティは会費部分については基本的には非課税だが、一方葉書などを売っている部分については営利法人なので課税されている。これを守つていいのか悪いのか、が充足主義で法人格をとった場合の一つポイントになつてゐる。

公益法人的な税制もしくは非課税となると、主務官庁の認可が必要である。公益的であるかどうかの判断基準が主務官庁に担保されているということをもつて公益法人もしくは非課税という枠が出てくる。

アメリカの場合でも法人格は簡単にとれるが、やはり営利法人なみの課税がある。そこで課税庁に申請してなんらかの許可を得て、減税なり非課税になる。イギリスの場合は公益法人はチャリティコミッションに申請して同様の扱いを受ける。

今日の議論でも営利性、非営利性とわけるのは基本的にはやはり税制とリンクしている考え方であつて、法人格とはきっちりわけて考えたうえで、ターゲットを絞つて運動を組み立てていくという方が良いのではないか、というのがシーズの経験からいえる。

後房雄（名古屋大学法学部教授）

非営利組織の支援法と、労働者協同組合法の二つの法制化運動というのが、平行している。これは運動の上でもそうだが、内容的にそのふたつをどういうふうに関連づけて考えるのかということは、今後の日本の広い意味での社会運動の見通しを考えたときに、かなり大きな分水嶺になるのではないかと思われる。

協同総研としても非営利協同の大連合という方針が出されて、特に非営利というのを協同とならんで二つ正面からかかげたというのは、これまでの事業団の運動を母体としてやってきた研究所の方針としてもかなり大きな飛躍なんだろうと思う。労働者協同組合の側からいっても、ICAのペーク報告の中で、新しい協同組合がかなり注目されていて、それは実態としてはかなりアメリカ

のNPOに近い。新しい協同組合という言い方で協同組合の側からは位置付けるわけだが、協同組合という自覚がないものだって多いし、組織的にも協同組合というような形になりきっていないものが多い。けれどもこれこそが、協同組合運動としても今後の展望を示しているという位置付けを、協同組合運動の側がはじめている。

そういう意味で大きくいってヨーロッパの協同組合運動という系譜と、アメリカの非営利組織の運動が実態的に相互浸透はじめている状況が国際的にみてもあると思う。富沢先生らが訳された『社会的経済』という本の中でヨーロッパ諸国とカナダ、アメリカの非営利、協同の諸組織が社会的経済という同じ平面から比較研究されるという状況になっているということでも、注目されることだと思う。日本についていえば、その二つの系譜がおそらく半々くらいの比重で今後展開していく可能性がある。それだけにその調整というのは日本の運動全体が今後どういうふうになるのか、最悪の場合それが非常に分断的になっていくという可能性だって有り得ないことはない。そのことを意識して、意識的に相互の連携や調整をやっておく必要があるのではないかと思う。

私自身、名古屋で子育てコープをやっている。要するに無認可の共同保育所の運動だが、こういう運動からすると、協同組合法というのがはたして適合的なのかどうなのかという気がする。それがどういうものになるのかということにもよるが、例えば固定資本がかなりあってそれを前提にという事業というよりは、ほとんどが人件費というかたちで小規模に活動していくというのは、労働者協同組合法のはたして対象になるのかどうかという疑問もあるが、税制の問題とはきりはなしでとにかく法人格取得というのを広くとるかたちでNPO法ができれば、少なくとも法人格は獲得できるということになる。そうすると、共同保育所だけではなくて、協同組合ともNPOとも自覚していない事実上の協同組合的な運動というのは、いっぱいあると思いますが、そこにとって法人格を取得するというのは、かなり大きなプラス

になる可能性がある。

そのように考えたときに新しい協同組合的なものがむしろ法律的にはNPO法と適合的かもしれないということも考えられる。従って、広い意味では労働者協同組合法制化の一部としてNPO法制定にも関わる必要があるのではないか。それぐらいの関係を是非つくりたい。

最後に、法制定までのプロセスを戦略的にどう考えるか。大きく言えば労働者協同組合なり協同組合運動全体が政治とどのように関わっていくのかという問題がそろそろ提起されてきているのではないか。協同組合運動には過度の政治主義への反省から国家との関係に非常に警戒的だというのが、ひとつの特徴としてあると思う。しかし議会制民主主義の上で何かやろうと思えば、それは議会の多数派を適宜つくることにはできない。過度に期待しないでおかつフルに政治を使うという、そういう分業関係を本格的に考える必要がある。すでにはじまっている法制化の運動での政治への働きかけ方は、将来の協同組合的な政治への関わりかたというもののが先駆的なケースとして考えて取り組んでいく必要があるのではないか。

一つだけ危惧するのは、革新的な運動を含めて今までの日本の運動には、事実上官僚主導を強化するようなタイプのはたらきかけというのがあったといえる。しかし官僚主導から政治家主導へというのは今日の政治改革の一つのテーマで、協同組合型の政治という場合も、政党や議会の位置付けをたかくするということが当然その前提としてあると思われる以上、可能なかぎり党派横断的な政治家の運動ということを自前でどの程度つくれるかというようなことも本格的に考える必要があるのではないか。

この4月まで宮崎産業経営大学の教授であった瀧田隆夫さんは、宮崎での活動の経験から、労働者協同組合が環境を守る労働組織として、有効かつ大きな意義があることを強調した。ことに、労働力がないため荒廃し、過疎化が進んでいる山林

や山村の復興にとって、労働者協同組合による挑戦が待ち望まれていること、また宮崎の原発反対運動の中から生まれた太陽光発電をアメリカで実際に活動している電力協同組合で取り組むべく模索中である、と報告した。

センター事業団東葛事業所の千田ゆう子さんは、「障害者の雇用の観点からどうしても労働者協同組合を日本の中で根づかせたい」と発言。「地域状況からいって自分たち自身で出資し企業をつくりそして公共の事業を請け負うことで食べていける場を是非ともつくりたいというのは、親御さんたちの願いでもあり、地域の要求でもあります。それで役所の方にも何度かこの労働者協同組合の話をしにいっているのですが、作業所をもう一つ作るのであれば仕事をきちんとくれと、その中でお母さんたちと一緒に働く場を作つてみたいということで、今仕事起こしを仕掛けているところです」と奮闘中。

また協同組合間協同の問題に触れて、「本当に人間らしい働き方、それから人間としてのゆとりある働き方をみずから提起しつくりあげていかない限り、安い仕事を安く請け負って安く働くというふうな下請け機関になってしまふ」危険性を指摘し、労働者協同組合の現場の中に「自らの現場の本来的な発展の仕方について自らが点検しあう必要」を訴えた。

建設一般全日自労東京都本部の太田知量さんは、「企業組合の法人格で区から仕事をとっているが、企業組合というと中小企業の毛の生えたようなものじゃないかという考えが根強くあり、それを打破しないとすすめないと、実践のうえでの問題点を指摘。企業組合の基本的性格は「働く者が所有し管理運営をする企業体、あるいは協同組合」ではあるが、いくつかの重大な欠陥を免れることができず限界があるとしたうえで、「石見先生から提起されている協同労働、すなわち雇用労働でも自営労働でもない第三の集団的な組織労働」を位置付けるような法制要求をすべきだと、主張した。

法政大学の手島繁一さんは、それまでの報告や

発言の中で、(1)協同組合組織によっては不分割資本に対して免税措置が取られている場合があるが、その事例や理由について、(2)アメリカのカリフォルニア州法では公益、私益のほかに共益という概念を認めているが、日本の民法上ではこれを位置付ける工夫はできないか、(3)法人格要求と免税あるいは軽減課税措置要求とは別に考えるとの指摘はうなづける点はあるが、両者の間に適格要件上の関連はまったくないのか、という3点の質問が出された。さらに、生協の労働とともに担う関係にある、生協労働組合と労働者協同組合との間で、労働基本権の擁護・発展、生協の事業・経営についての参加、従属労働からの解放と労働主権の回復といった点での課題の共有が可能ではないか、との指摘がされた。

最後の発言に立った日本労協連の永戸祐三さんは、まず労協法への動きが急速に高まっていることの背景に触れ、不安定労働の爆発的な増大に象徴される労働市場の構造的変化と社会の秩序安定システムが機能不全になりつつあることを強調した。また、労働者協同組合の法制化は一方で労働者協同組合のみならず協同組合全体の経営・事業・運営・運動に貫かれるべき原則の深化と社会的開拓もあるという点で、大変な緊張関係を自覚していると述べた。さらに法制化が協同組合陣営の問題に止まらず、日本の経済社会システムに多大なインパクトを与えるものになるだろうとの見通しのもとで、広く内外の英知を結集した運動として展開されるよう一層の努力を促した。

(フロアー発言は当日の発言にもとづき編集部の責任においてまとめました。)